

令和4年度(2022年度)第5回熊本市環境審議会 議事録要旨

1 日時 令和5年(2023年)2月10日(金曜日)10時00分から11時15分まで

2 場所 熊本市役所 本庁舎4階 モニター室

3 出席者 環境審議会委員(13名)

篠原 亮太	会長	高宮 正之	副会長
鳥居 修一	副会長	阿部 淳	委員
原島 良成	委員	上迫 大介	委員
波村 多門	委員	阪本 恵子	委員
澤 克彦	委員	宮園 由紀代	委員
村山 勝年	委員		

※以下の委員はオンライン参加

川越 保徳	委員	張 代洲	委員
-------	----	------	----

事務局(7名)

早野 貴志	環境局長	永田 努	環境推進部長
村上 慎一	資源循環部長	梶原 桂子	環境政策課長
吉田 香織	環境共生課長	緒續 美智子	環境政策課副課長
田尻 一誠	環境共生課長補佐		

4 欠席者 環境審議会委員(2名)

中田 晴彦	委員	宮瀬 美津子	委員
-------	----	--------	----

5 次第

(1) 開会

(2) 報告

環境保護地区制度のあり方検討について

(3) その他

(4) 閉会

6 配布資料

次第

資料 1 環境保護地区制度のあり方検討について

資料 2 環境保護地区制度のあり方検討について(令和 4 年度第 2 回自然環境部会資料)

参考資料 1 自然環境部会(環境保護地区制度のあり方検討)開催概要

参考資料 2 答申書(砂取環境保護地区の指定解除及び買入れについて)

(注)本文中では、「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」を「条例」と記載する。

開 会

【事務局挨拶】

早野 環境局長 挨拶

【配布資料の確認】

事務局より説明

【定足数報告】

事務局 熊本市環境審議会規則第 10 条第 2 項の規定により委員の過半数の出席が必要であるが、本日は委員 15 名中 13 名の出席であるため、審議会開催の定足数を満たしていることを報告する。

議 事

【環境保護地区制度のあり方検討について】

篠原 会長 2 報告 環境保護地区制度のあり方検討については、自然環境部会にて課題の整理などを行っていただいたため、高宮部会長よりご報告をお願いしたい。

高宮 部会長 1 月 12 日に第 2 回自然環境部会を開催し、環境保護地区制度のあり方について検討した。事務局から提示いただいた現状と課題をもとに、審議し、課題をまとめたので、ご報告する。

先に参考資料 2 をご覧いただきたい。第 2 回自然環境部会にて、砂取環境保護地区の指定解除及び買入れについて審議した。参考資料 2 は、篠原会長から市長に対してご提出いただいた答申書である。内容は先日 1 月 13 日の審議会で検討した。

第 2 回自然環境部会ではもう 1 点議題があり、それが本日の報告の環境保護地区制度のあり方検討についてである。池田 2 丁目環境保護地区の件や今回の砂取環境保護地区の件について、部会としても視察・検討をし、制度の見直しが必要ではないかとの声が上がった。

このような問題点について事務局にて整理したため、皆様にご報告し、様々なご意見をいただきたい。

まず、資料 1 別紙と資料 2 を両方ご覧いただきながら説明する。

資料 1 別紙 1. 概要について、資料 2 では 4 ページに、指定、制限・助成、解除、買入れについてまとめられている。市内の 13 か所を環境保護地区として指定し保全を行っている現状を記載している。

資料 2 11 ページは環境保護地区の現状であり、地域住民による維持管理が実施されることで、良好な自然環境が保護されている一例である。土地所有者の協力のもとに地域のシンボルや憩いの場として利活用され、様々な地域活動が行われている。

一方で、資料 2 12 ページは環境保護地区に指定された当時は非常に良好な自然環境だったが、竹林の繁茂等によって管理が困難となり、緑地の質が低下している地区である。全 13 地区のうち実に 7 地区がこのような状態であり、1991 年の撮影では竹林が整備され良好な状態だったが、近年はやぶ状態になり光が入らず、他の植物が生育しないような状況になっている。他の箇所でも、土砂崩れや倒木等の災害の発生が懸念されている。

資料 2 16 ページのこれまでの指定解除の状況について、土地所有者による指定解除が続いており、環境保護地区は最大で 15 か所、総面積が 17 万 5750 m²だったが、今では 13 か所で面積としては 13 万 5400 m²に減少している。去年から関わっている池田 2 丁目環境保護地区と、今回の砂取環境保護地区の一部も含まれ、かなり多くの箇所で解除になっている。

次に、自然環境保全への関わり方ということで、資料 2 18 ページと 19 ページに土

地所有者の状況と、土地所有者への意向調査結果を掲載している。こちらを見ると、制度の運用開始から 30 年以上経過し、高齢化や遠隔地への転出、相続等、土地所有者を取り巻く生活環境が変化し、環境保全への関心が低下していることが目立つ。

また、土地所有者等による管理が困難になり、竹の侵入や放置竹林、倒木や土砂災害等の発生が懸念される。直近の池田、砂取もそうだが、やはり高齢化が進み、継続した管理が難しい事情になっていることが伺える。

資料 2 13 ページに指定基準がある。県立自然公園、特別緑地保全地区、風致地区の区域を除くとしていながら、環境保護地区と風致地区が重なっている場所がある。それが、1 番上の除外区域と赤字で書いてある（例）風致地区との重複であり、基準と矛盾する。

次に面積だが、2,000 m²以上の緑地が評価対象とされているが、他都市では、1,000 m²や 500 m²の都市もあるため、この面積要件も問題となる。

次に評価について、①植生自然度、②緑量、③景観の評価項目を A～E で評価するが、景観について、客観的評価が難しい。

また、緑量の単位も、m²になっており、2,000 m²以上、16,000 m²あればきわめて良好となるが、平面だけでいいのか疑問である。

また、評価の仕方だが、評価項目の①～③のうちいずれかが評価 A に該当する緑地となっており、評価が一つでも A であれば候補地となりうる。植生自然度成立年数も評価項目としてあるが、実際は 1983 年頃から調査しており既に 40 年以上経過しているため、植生自然度は年数が経過するだけで評価が上がってしまうことが非常に問題である。

続いて、相談対応について、資料 2 14 ページに苦情・相談、届出、解除の申出のそれぞれの件数をまとめており、2017 年に解除の申出が 1 件ある。そのほか、苦情・相談として倒木のおそれ、開発行為、熊本地震の災害がある。

2021 年には池田 2 丁目の指定解除の申出があった。

2022 年には砂取環境保護地区の指定解除の申出があり、届出件数が 2 件ある。資料 2 15 ページには、行為の届出のフローがあり、未届けで行為をしてはいけないが、届出を行った上で措置が必要であれば必要な措置を施し、措置が不要であれば、届出行為が実施される。砂取環境保護地区の指定解除の時に初めて知ったが、じゃぶじゃぶ池の右手に三階建てのマンションが新築されたことについて、実は届出されており、きちんと基準を満たしていたため、植栽を行うことで措置が不要となり行為が実施された。そのため現行制度では、実際に様々な行為ができてしまうことが問題である。

次に、資料 2 20 ページの保全活動への支援制度について、左側の青い部分が協定協力金の説明であり、25 円/m²の協力金がある。右側の黄色部分は指定交付金についてであり、これは、土地所有者への権利制限の補填として固定資産税等相当額が支払われる仕組みだが、この支援制度が保全活動に寄与しているか明らかでないことや、25 円/m²と固定資産税等相当額は妥当なのかが問題である。

ここで再度資料1別紙に戻り、2ページの4.課題について見ていただきたい。

(1) 自然環境保全への関わり方ということで、保全活動について土地所有者及び市民の理解を得る必要性や、保全の仕組みの検討が必要である。

(2) 指定基準については、今後の目指すべき姿を明確化した上での指定基準の見直しや、新たな指定基準に基づく保護地区のあり方及び新たな保護地区の指定の是非の検討が必要である。

(3) 規制制度については、条例による規制の検討や保護協定内容等の見直し、他制度への移行の可否を含めえた比較検討が必要である。

そして先ほどお話しした(4)支援制度についてである。

今回明らかになった環境保護地区の様々な課題解決に取り組み、本市の更なる自然環境の保全を推進していただきたいというのが、私たちの趣旨である。

もう一度、資料2の21ページをご覧ください。環境保護地区の現状について、他都市の状況(19政令市、九州内3市)を比較調査した。別紙 他都市の状況(条例や要綱等に基づく緑地保全制度(地域指定制度)調査結果)に円グラフがあり、23自治体の内訳は、政令市が20市(熊本市含む)と政令市を除く九州内3市(大分市、宮崎市、鹿児島市)である。

例えばQ1.緑地保全制度を定めているかという質問に対し、熊本市と同じように多くの自治体で定められており、指定基準、指定期間、期間満了後の更新期間についても概ね同じような回答結果が得られた。

半数以上の自治体で風致地区等との重複があり、Q14.制度自体の見直しをしたことがあるかという質問に対しては、ほとんどの自治体で見直しが行われていないことが分かった。

他都市のデータの詳細はここには出ていないが、熊本市ではなるべく早く見直しを始めて、より良い制度にするために状況をみながら再検討していきたいというのが私たちの考えである。

篠原 会長 ただいまの部会からの報告を受けて、ご意見やご質問はあるか。
(挙手なし)

篠原 会長 他都市で無回答もあるのか。

高宮 部会長 無回答もある。

篠原 会長 無回答の理由はあるのか。

吉田 環境共生課長 回答について、特に無回答の理由はいただいていない。恐らく制度自体はあるだろうと思われる。

篠原 会長 課題として環境保護地区の特性を表すような制度を作ることを加える必要はないか。
例えば植物の希少種を守る地域など。

高宮 部会長 いくつか他都市の例があったと思う。札幌市、横浜市だったか。

吉田 環境共生課長 Q11 と Q12 をご覧いただきたい。選択肢のみではなく文言で記載していただく設問も入れたが、「維持管理の限界を感じている」、「指定解除によって樹林地が減った」などといった課題を抱える自治体が多かった。Q12 にあるように、管理不足解消のために工夫していることはという質問で、横浜市は、樹林地の実態に合った管理方法をまとめた標準的な作業技術指針（内容は不明）を作成しているとの回答だった。浜松市は、地域住民による活用管理を促すワークショップなどを開催しているとのことだった。

篠原 会長 私が質問したかったのは、環境保護地区に特徴づけて何かやらないと、一律に同じ環境保護地区としてもなかなかその先続かない。例えば、地区によってこの植物を守る、ムササビの森として守るといった特徴である。環境保護地区制定時は、とにかく適切な場所があれば全て指定するという時代だったが、現状はそれで済まない。地区によって、どのような意味合いを持たせて保護するかを検討すべきではないかと私は常々思っているが、いかがだろうか。

吉田 環境共生課長 緑地の役割や意義、特徴的な部分（池田地区のムササビ）なども加味し、維持管理に加えて定期的なモニタリングを行いながら市民や地域の方が関わることで、持続可能な緑地の保全になればいいと考えている。

篠原 会長 裏を返せば、その特徴がなくなれば環境保護地区を指定解除しても仕方ないと言える。

高宮 部会長 別紙 他都市の状況の Q2 に記載されている、横浜市の緑地保存地区、源流の森保存地区、市民の森、ふれあいの森の区分けを参考に、検討していきたいと思う。

村山 委員 2点ほど意見がある。自然環境部会にて丁寧に調査や検討を行っていた。他都市の状況の調査は、今の社会情勢から考えると、このような回答になることをあらかじめ推論できる内容になっていると思う。

その中に管理不足の環境保護地区をどうするかという課題があるが、アンケート資料や、土地所有者の意見などから判断すると、環境保護地区を継続したいが手が足りないということが随所に見られる。市民として考えると、必要な環境保護地区はぜひ残していただくと共に、指定はむしろ増やしていただきたい。先ほど会長がおっしゃられたように、プライオリティをつけて、どうしても必要な地区には人的・技術的・金銭的支援をお考えになったらどうかと思うところだ。法令や予算の問題もあるが、どうしても残さなければならない地区には特別の手を打つという考えも、検討の中に今後加えていただけたらどうか。

それからもう1点、2000 m²の面積要件があるが、資料にあるように、500 m²や1000 m²の自治体もあり、500 m²についても密集地帯の緑地は非常に意味がある。そのため、目的に応じた500 m²の活かし方を今後の検討の中に加えるべきである。

吉田 環境共生課長 今後、プライオリティをつけた保全の方法や人的・技術的・経済的な面からの支援も検討すべきと考えている。面積については、先ほどのプライオリティや希少生物などの面を考えると、2000 m²未満だと指定できないという考えではなく、特徴的な部分を加味しながら判定できるよう検討すべきだと考える。

原島 委員 ここまでの議論にて、自然環境を専門とされる先生方から、現地の状況を踏まえ、守るべき自然があるものの制度が十分に対応していない状況をご報告いただいた。また、市民側として、自然を守るにはどうしたらいいかという問題意識が強く示された。

前々回から発言しているが、私自身大学で環境法を教える立場から一番言いたいのは、法律制度との関係性をきちんと整理した上で、今後の対策を練ったほうが良いということだ。以前から申し上げているが、県が自然環境保全法を執行しているはずであり、なぜ我々が大切にしている江津湖などは入らないのか、あれは市街化区域だから入らない

のか。都市計画の中でどのように守るかについて、都市緑地については基本の考えがあって、昭和 40 年代から都市緑地法と自然環境保全法等が並び立ってきた歴史があり、このような法律に基づき都道府県が主として執行しながら、市町村も追随してきた。

このような中、熊本市は平成に入り独自の緑地保全の条例を作った。おそらく法律では手当がつかない部分を補おうということだと思う。その整備がどうなっているのか、我々はこの条例をどのように使うべきなのかという話になってくる。さらに、後の事情として、先ほど景観を評価するのが難しいというお話があったが、大事な景観があるのもまた確かで、そのことを踏まえた景観法が、2000 年代以降出来ている。加えて生物多様性保全の生物多様性基本法ができ、様々な観点がこの条例の中に入り込んでいる。熊本市が計画を立てた生物多様性戦略の中でも緑地保全によって生物多様性を守っていく話が出てくると思うが、専門の先生方からすると、緑地は緑地でも雑木林だった場合、この雑木林があることで生物多様性が守られるのかおそらく疑問の声も出ると思う。観点が都市の緑地を保全することなのか、それとも、樹木や景観を保全することなのかを分析していかなければならない。

今まで都市緑地法や自然環境保全法、景観法、生物多様性基本法と挙げたが、現在どのような法律や条例があって、今後どう機能させていくのかを考え、県の施策とタイアップしていかなければならない。

もしよければ、法令等の整備について、事務局として何かコメントをいただきたい。また県との関係性についてもお伺いしたい。ちなみに、都市緑地法は所管しているのか。都市局の所管なのか。

吉田 環境共生課長 都市緑地法の中でも、緑の基本計画については環境局が所管している。

波村 委員 県と市の連携について、県は、法律条例について阿蘇・天草など特徴のある地域が中心となっている。市から個別に江津湖や池田地区等の話があれば、一緒に対応しているという状況だが、特に、定期的に連絡調整を行うことはない。それぞれ独自に行っている。

原島 委員 法律にはおそらく財政措置の話があり、行為制限をしたときの補償内容が条文上に載っている（交付税等）。実際にはお金がつくか定かではないが、独自に行うことはおそらく大変なので、法律の整理が必要だというのはそのような面もあると考えている。

篠原 会長 貴重なご意見をいただいた。法律の面からの議論はしていなかったため、ぜひ事務局にて法律関係の整理を行い、機会があれば、審議会に資料を提出していただ

いて理解の共有を図りたい。

整理を行った上で、現在の環境保護地区の条例との関係性や、どのような部分をどの条例、法律から持ってきたのかが分かるような整理を、ただ羅列ではなく関係性についても、私たちに示していただくことをぜひお願いしたい。

阿部 委員 最も問題なのは、誰がどのように環境保護地区を管理するかである。所有者の高齢化が進み、後継者が遠方にいることも多く、なかなか所有者だけでは管理が難しい。この件については、例えば市から補助金を出し、下草刈り等の管理を行う業者に委託することが最善の方法だと思うが、予算がない、もしくは個人所有の土地に税金を投入するのが難しいということであれば、地域や市民団体に管理を依頼するなどの方法を考えなければならない。

現在の審査基準は緑地そのものを審査しているが、今後新しく環境保護地区を指定する場合は、維持管理体制についても審査基準に入れるべきである。所有者が自分で管理するのか、地域もしくは市民団体等が管理するのか、維持管理の条件を満たしていなければ指定出来ない体制にするなど、審査基準について見直さなければならないと考える。

篠原 会長 今後、新たな環境保護地区を指定する場合に備えて、事前にそのような審査基準を検討する必要がある。

上迫 委員 先ほどの阿部委員のご発言に同意である。資料2にあるとおり、維持管理が主な課題であるという認識を持った。例えば別紙「他都市の状況」のQ9において、仙台市などは管理困難な土地所有者にNPO法人を紹介して、維持管理を援助している事例があるといことで、もちろんこの通りにしなければならないわけではないが、ぜひ詳細を聞いて参考にさせていただきたい。外部の力を借りながら上手く管理に結びつけることはできないだろうかと思った次第である。

篠原 会長 環境保護地区に関して、この際にたくさんご意見をいただきたい。将来的には条例の改正や規則、細則等の作成に非常に重要となる。

澤 委員 熊本市の緑に係る政策が、次年度以降部署も含めて大きく変わることにについて、環境の視点からどのように保全するかという役割分担の議論がある。緑に関して議論が大きく進んでいるが、同時に水辺の環境と一体的な議論も必要だ。

資料2 7ページ 指定の流れの中に(2)河川、湖沼、湧水地その他の水辺景観が優れている地域 とある。どうしても民有地だからという理由で陸域の緑地を中心に議論しているが、江津湖の沢にある砂取環境保護地区の現地調査を行い議論した上で、水と緑のバランスについて、今後の議論の大きな方向性について市で検討している状況があ

れば教えていただきたい。

吉田 環境共生課長 澤委員がおっしゃるように、水と緑があるからこそ様々な生物が生息し、温暖化対策にも繋がっている。生物多様性保全の視点からも、森から海までの繋がりを守らなければならないと考えており、バランスがとれるように配慮していくべきと考える。

原島 委員 事務局に質問だが、森林環境税はどうなっているのか。森林環境税は、もともと森林環境保全を目的とする自治体独自の税金だったが、国が固定税化している。市町村にも配分があると思うが、緑地保全に使用されているのか。

吉田 環境共生課長 森林環境譲与税について、熊本市は担当部署が分かれており、環境局所管の立田山や、森づくり所管の金峰山の整備等に活用している。毎年度計画的に使い道を精査し改善しながら、保全・活用のために使っている。

原島 委員 先ほどの NPO 法人が維持管理を援助している事例は非常に良い例であるが、金銭的な支援がなければ難しいため、情報共有出来て良かったと思う。

宮園 委員 環境保護地区を指定するプロセスについて教えていただきたい。今回の資料から、行政が候補地をピックアップしていることが読み取れたが、熊本市も広域になり土地所有者の世代も変化しているので、様々な取り組みを行い維持管理する必要がある。質問だが、もし私たちの土地を指定してほしいという申出があれば、それを認めているのか。

吉田 環境共生課長 現在そのような方法はとっていない。熊本市で調査した緑地を選定し、基準に適合するかどうかを審査するという流れとなっている。

篠原 会長 そのような面も今後検討し、従来通りではなくの新たな方法を取り入れることも検討しなければならない。

阪本 委員 資料 2 18 ページを見ると、環境保護地区の管理主体は、ほとんどが本人・家族である。以前環境共生課に伺った際に、環境保護地区のメリットを聞いたところ、協定協力金（25 円/㎡）と固定資産税等相当額の指定交付金があるとのことだったが、自分達で管理するにはこの金額ではなかなか厳しいと感じた。そのほかのメリットを伺ったところ、土地を提供していることへのイメージアップとのことだったが、環境保護地区であることに束縛され、行為の届出を怠ると罰則が科されるとなれば、なかなか

か所有している土地を提供したくないというのが本音ではないかと思う。

やはり、環境保護地区に指定されるのであれば、それなりのメリットがありモチベーションが上がるような制度でないと、指定に同意が得られないのではないか。

早野 環境局長 基本的には、個人の土地である私有地を個人で守っていただくということで始まった制度であり、選定に当たっては、選定委員会が2、3年かけて2,000㎡以上の土地を選んできたという経緯がある。その中で近年は、私有地だけでも地域とともに保全するような地区も出てきた。土地所有者の意向によってご自身で管理される場所もあれば、地域と一緒に保全したいと考える土地所有者もいらっしゃる。このような観点から、ご自身で管理ができるのか、アンケートのとおりやはり支援が必要なのか調査し、どのような支援の手法があるのかについて今後検討していく必要がある。

篠原 会長 保護だけではなく、整備費用を計上し、ある程度資金投入することも考えなければならない。NPOなどの法人に任せるのみならず、市として財政的な面を担保することも必要となる。

鳥居 委員 別紙「他都市の状況」Q14. 制度自体の見直しをしたことはあるか、という項目において、多くの制度で見直しは行われていないということだが、実際に私どもは、砂取地区、池田地区と真剣に考え突破口を開き、部会でまとめられた課題を検討する段階に辿りついた。

各自治体は、本市と同様の問題が発生しても、原島委員からご助言いただいたような法律を組み合わせさせてクリアされてきたのか、それとも問題が生じなかったのか、もしくは制度は見直したことがないという機械的な回答だったのか。私たちはかなり真剣に考えた背景があるため、本当に問題点はなかったのか疑問に思った。

吉田 環境共生課長 私たちもこの結果を見て驚いている。他都市を見ると複数の保全制度を併用している自治体があるとのことで、問題が発生していないわけではないことが読み取れる。今後他の自治体へ詳細を確認し、私たちの課題を解決すべく、どのように法律による規制と実際の管理支援等を組み合わせしていくのかを検討する。

早野 環境局長 その件については、きちんと確認させていただきたい。推測だが、おそらく各市町村とも法制度をきちんと活用した中で、原島委員もおっしゃられたように法制度から抜けている部分を自治体独自の条例等に基づき助成を始めたという経緯があるのではないか。それらの条例が今では現状に合わないことについてはまた改めて整理する必要があるが、他都市に対してさらに詳細に聞き取り等を行う。

川越 委員 制度の役割分担がどれだけできるかが重要と考える。原島委員がおっしゃられた法律にかかることで、その他の法律である程度カバーできることもあり得るため、カバーできない部分を環境保護地区で補うといった役割分担をまずは整理していただきたい。

その上で、皆様のご意見に納得しながらも反論するような形で申し訳ないが、私は環境保護地区の数を減らしてもいいのではないかと考える。例えば、資料2 19 ページ Q3 の環境保護地区に指定されて悪い点について、管理が大変になる、手入れする際に判断に迷うなどが問題点を占めている。市有地に公的な制度を適用するのであれば、普段から行政と管理者側とのコミュニケーションが取れるような箇所絞った方がいいのではないかと考える。例えば、定期的に行政側が環境保護地区に出向き、コミュニケーションを取ることが可能な箇所だけに絞り込んでいく。他の制度等との整合性を図りながら、緑地としての価値を見極めた上で数を絞り、コミュニケーションを取ることを前提に進めていくべきではないかと考える。

先ほど宮園委員から市民からの申出についてお話があったが、今後もし環境保護地区を新たに指定する場合は、市民一人一人というよりも、自治体や校区単位の組織に問いかけを行い、市民側からどのような声が出るかを調査してはどうかと考えた。

これらのことを踏まえた上で、今後、どのような地域をどんな基準で審査するかを定められてはいいかなものか。

篠原 会長 絞り込みという意見に同意である。環境保護地区の特徴を踏まえ、特長のある地区を残すことについても検討の余地がある。

吉田 環境共生課長 熊本市は緑のマスタープランとして緑の基本計画をつくっており、緑の施策の全体を見渡しながら法律や条例でどのように押さえていくかを今後詰めていくべきと感じている。

張 委員 専門ではないが、まず法律上の整理が最も大切だと感じる。法律が整理されると、その法律に従ってルールが作られるため、審議の際には毎回ルールに従うことで根拠が明確になる。特に反論はない。

高宮 部会長 実際に解除の話が出てきた頃からあり方の疑義について気付き、様々な問題に直面している。この制度を改訂するまでの大体のスケジュールが組まれていれば教えていただきたい。

また、自然環境部会で審議できる内容ではないため、今後の予定があれば教えていただきたい。

吉田 環境共生課長 今後の環境保護地区のあり方検討や法整備を含め、制度移行までの大まかなスケジュールは、令和5年度に制度の大きな方針を決定し、その方針をもとに指定基準等を整理して、制度設計に入るような流れを予定している。

令和6、7年度には現在の環境保護地区土地所有者への説明等も並行して行い、新しい制度に基づいて、新たに指定する場合の緑地の調査等も必要と考えている。本格的な制度運用としては令和8年度以降になる。

篠原 会長 来年度に組織改編があるが、この案件は、引き続き環境審議会で審議するのか。それとも別の部局で審議するのか。

吉田 環境共生課長 担当部署としては緑の部局になるが、環境保護地区について規定している熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例に変更はないため、引き続き環境審議会にお諮りする予定である。

まずは庁内で方向性を固めて、必要があれば環境審議会に諮問する形になることを想定している。

篠原 会長 このまま環境審議会にて議論し、都市建設局が運用する形になるのか。

吉田 環境共生課長 そのような形を予定している。都市建設局に森の都推進部という新たな部署ができるため、そちらで担当する予定である。

早野 環境局長 今後の予定として、いただいた様々なご意見や課題をまとめ、どの課題のどの部分から着手するかをまず整理し、何を諮問するかを整理させていただいた上でお諮りしていきたい。

また、必要に応じて新たにできる部局にて検討する。

篠原 会長 環境保護地区のあり方については、引き続き検討する必要があるため、組織改編で生じる問題によらず、遅滞なく進めていただきたい。

環境保護地区制度のあり方については、参考資料2の「答申」の補足にあるとおり、これまで当審議会では「環境保護地区のあり方について検討されたい」と意見してきたところだが、事務局としてはいかがだろうか。

吉田 環境共生課長 自然環境部会をはじめ、本日の審議会においてもたくさんのご意見をいただいた。今回まとまった課題を含め、私どもも見直しが必要であると認識をしているため、今後も引き続き検討し、よりよい身近な自然環境を保全してまいりたい。

終 了

篠原 会長 事務局には引き続き検討のほどよろしくお取り計らいいただきたい。本日予定していた議題も全て終了したので、事務局へお返すする。

緒續 環境政策課副課長 環境審議会第 10 期委員任期は、令和 5 年 3 月 31 日をもって満了となる。本日は、環境審議会の委員の皆様の中最後の審議会となるため、篠原会長より一言お願いする。

篠原 会長 ご挨拶

早野 環境局長 挨拶

閉 会

緒續 環境政策課副課長 本日の審議は議事録要旨を作成し、後日、委員にご確認をいただきたい。これをもって令和 4 年度第 5 回熊本市環境審議会を閉会する。

以 上